公　告

諸　事　項

証 票 無 効

○　所得・復興特別所得・法人・復興特別法人・印紙・消費・地方消費（譲渡割）・たばこ・たばこ特別・揮発油・地方揮発油・地方道路・航空機燃料・石油ガス・石油石炭・電源開発促進税に関する質問検査章
平成26年７月10日交付　第954号
前橋税務署　財務事務官　矢亀　　学　名義分
平成26年９月９日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 26 年 11 月５日　　国　税　庁

○　所得・復興特別所得・法人・復興特別法人・印紙・消費・地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章
平成26年７月10日交付　第739号
伊勢崎税務署　財務事務官　矢亀　　学　名義分
平成26年９月９日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 26 年 11 月５日　　国　税　庁

国営矢作川総合第二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営矢作川総合第二期土地改良事業（農地防災）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 11 月５日
農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書（農地防災）の写し
2　縦覧期間
平成26年11月６日から平成26年12月４日まで
3　縦覧場所
愛知県岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市各事務所

国営湖東平野土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営湖東平野土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 11 月５日
農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営湖東平野土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
平成26年11月６日から平成26年12月４日まで
3　縦覧場所
滋賀県近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町及び犬上郡豊郷町各事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第７７７号
福岡県福岡市中央区笹丘３丁目９番22号
申立人　丸林　弘嗣
本籍福岡県浮羽郡柴刈村大字八幡143番地、最後の住所福岡県浮羽郡田主丸町大字八幡143番地、死亡の場所福岡県浮羽郡柴刈村、死亡年月日大正11年12月27日、出生の場所不詳、出生年月日弘化２年５月７日、職業不明
被相続人　亡　丸林　ソ子
福岡県久留米市中央町33番地６　東久保険第一ビル５階　三溝直喜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三溝　直喜
福岡家庭裁判所久留米支部

平成２６年（家）第７５１号
熊本県合志市栄3796番地
申立人　野村　慶一
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所熊本県合志市、死亡年月日平成26年５月４日、出生の場所沖縄県中頭郡西原村、出生年月日昭和16年３月17日、職業無職
被相続人　亡　比嘉　光子
事務所熊本市中央区京町２丁目12番43号　熊本中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中島　潤史
熊本家庭裁判所

平成２６年（家）第１６９号
東京都板橋区成増１丁目29番15―1106号
申立人　成増ローヤルコーポ管理組合
本籍北海道留萌市本町３丁目19番地、最後の住所北海道留萌市住之江町１丁目83番地、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成13年１月８日、出生の場所北海道留萌郡留萌町、出生年月日昭和８年２月16日、職業不詳
被相続人　亡　益田　正久
東京都港区虎ノ門５丁目13番１号虎ノ門40MTビル虎ノ門総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松木　弓子（登録姓　深谷）
旭川家庭裁判所留萌支部

平成２６年（家）第１７２号
北海道留萌市五十嵐町１丁目１番１―507号リラA
申立人　田口　妙子
本籍北海道留萌市本町２丁目11番地、最後の住所北海道留萌市南町４丁目73番地の42、死亡の場所北海道留萌市、死亡年月日平成22年３月12日、出生の場所樺太敷香郡敷香町、出生年月日昭和11年１月３日、職業不詳
被相続人　亡　田口　春美
留萌市花園町２丁目２番13号信和商事ビル２階４号室オロロンひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　成田　騎信
旭川家庭裁判所留萌支部

平成２６年（家）第３０８号
岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号
申立人　大槌町
本籍岩手県上閉伊郡大槌町上町127番地９、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町栄町14番８号、死亡の場所岩手県釜石市、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所岩手県上閉伊郡大槌町、出生年月日昭和22年９月５日、職業会社役員
被相続人　亡　山﨑　勝之
事務所岩手県宮古市南町11番18号田川ビル202松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　良啓
盛岡家庭裁判所遠野支部

平成２６年（家）第１６２号
東京都板橋区上板橋２―34―17　コーポ桑名205
申立人　菊池　京子
本籍岩手県胆沢郡金ケ崎町西根檀原22番地２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県胆沢郡金ケ崎町、死亡年月日平成26年４月１日から10日までの間、出生の場所岩手県胆沢郡金ケ崎町、出生年月日昭和21年12月22日、職業不詳
被相続人　亡　菊池　　高
事務所岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町42番地　弁護士法人岩手銀河法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森﨑　信介
盛岡家庭裁判所水沢支部